

## ■ 検査優先種

(11目 14科)

検査優先種 1 (19種)		
カモ目カモ科	ツル目ツル科	主に早期発見を目的とする。高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。死亡野鳥等調査で、平成 22 年度以降の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種
ヒシクイ	マナヅル	
マガン	ナベヅル	
シジュウカラガン	チドリ目カモメ科	
コクチョウ*	ユリカモメ	
コブハクチョウ*	タカ目タカ科	
コハクチョウ	オジロワシ	
オオハクチョウ	オオタカ	
オシドリ	ノスリ	
ヒドリガモ	ハヤブサ目ハヤブサ科	
キンクロハジロ	ハヤブサ	
カイツブリ目カイツブリ科	重度の神経症状**が観察された水鳥類	
カイツブリ		
カンムリカイツブリ		
検査優先種 2 (8種)		
カモ目カモ科	タカ目タカ科	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
マガモ	オオワシ	
オナガガモ	クマタカ	
トモエガモ	フクロウ目フクロウ科	
ホシハジロ	フクロウ	
スズガモ		
検査優先種 3		
カモ目カモ科	チドリ目カモメ科	感染の広がりを把握することを目的とする。水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、クロツラヘラサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を、死亡野鳥を採食するハシブトガラス及びハシボソガラスを対象とした。
カルガモ、コガモ等（検査優先種 1、2 以外全種）	ウミネコ、セグロカモメ等（検査優先種 1 以外全種）	
カイツブリ目カイツブリ科	タカ目ミサゴ科	
ハジロカイツブリ等（検査優先種 1 以外全種）	ミサゴ	
コウノトリ目コウノトリ科	タカ目タカ科	
コウノトリ	トビ等（検査優先種 1、2 以外全種）	
カツオドリ目ウ科	フクロウ目フクロウ科	
カワウ	コミミズク等（検査優先種 2 以外全種）	
ペリカン目サギ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	
アオサギ	チョウゲンボウ等（検査優先種 1 以外全種）	
ペリカン目トキ科	スズメ目カラス科	
クロツラヘラサギ	ハシボソガラス	
ツル目ツル科	ハシブトガラス	
タンチョウ等（検査優先種 1 以外全種）		
ツル目クイナ科		
オオバン		
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。		
猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認されておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。		
野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。		

\* 外来種。

\*\* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（p. ○図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、**感染が疑われる状況があった場合には**、できる限り 1 羽から検査を実施する。